

優生学と倫理

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5497

優生学と倫理

金沢大学経済学部 野村 真理

はじめに

1918年の第一次世界大戦終了後、1939年に第二次世界大戦が始まるまでの約20年間は、ヨーロッパ史では「戦間期」という特別の歴史用語で呼ばれる。それはドイツについていえば、帝政の崩壊から、当時の世界でもっとも民主的なヴァイマル憲法をもつドイツ共和国の誕生へと時代を一気に駆け上り、その後、1929年の世界恐慌、ナチスの台頭、ヴァイマル体制の終焉へと、時代を一気に駆け下った激動の時代であった。

ヴァイマル憲法は、国民の政治参加と、それら国民の生存権の国家による承認とを成文化し、新生ドイツ共和国では国民に対する社会福祉体制が整備、拡充されたが、世界恐慌を境として時代が下り坂の局面に突入したとき、国家は福祉に要する財政的負担に耐えられず、ついにナチスは「生きるに値しない人間」の根絶に手を染める。

なぜ、そのようなことが起こったのだろうか。

この講義では、「生きるに値しない人間」の選別に科学的根拠を提供した優生学を取り上げ、優生学的思考がはらむ問題点を考えることにする。

1. 優生学と人間の進化

優生学の始まりを説明するためには、1859年に出版されたチャールズ・ダーウィンの『種の起源』にさかのぼらなければならない。

ダーウィンの『種の起源』は、生物学だけでなく、それまでヨーロッパの人びとに広く共有されてきたキリスト教的な自然解釈に大打撃を与え、人びとが世界を見る目を大きく変えることになった書物である。というのも、それまで人びとは、世界に生物や人間が調和的に存在していることこそ、まさしく万物を創造し、それらの調和を司るものとしての神が存在していることの証拠だと考えてきたが、これに対してダーウィンは、人間を含む生物の進化を次のように説明したからだ。

- ① 生物は共通の祖先から枝分かれ的に進化した。
- ② そのさい、進化の要因は自然淘汰（あるいは自然選択）である。

ダーウィンによれば、生物は高率で増殖するために食物や生息地が不足し、生物のあいだでそれらを奪い合う生存競争が起こるが、その競争において、同じ種のなかにおいて有利な変異を遂げたものだけが生き残り、そうでないものは淘汰される。その結果、生物は、つねに少しずつ優れた方向へと変化していく。つまりダーウィンは、生物の環境への適応は自然淘汰によるのであり、神の手が世界のあり方をデザインするのではないと主張したのである。

ダーウィンに従えば、人間もまた進化論の例外ではなく、霊長類の進化の結果として、いま、ここにいることになるが、このように猿と人間の連続性を説く進化論は、はじめは、神による人間の創造を信じてきた人びとを混乱させた。しかし自然も人間も社会も、いっさいの現象を自然科学的合理性によって説明しようとする世界観は、19世紀末には、キリスト教的な世界観にかわって、人びとのあいだで支持されるようになる。

優生学は、ダーウィンの進化論を人間に応用する学問として登場した。優生学 (eugenics) という語をはじめて使用したのは、ダーウィンの従兄弟にあたるフランシス・ゴルトンである。ゴルトンは1883年の『人間の能力とその発達の研究』という著作において優生学という語を用い、それを「一般の生物と同様に人間の優良な血統をすみやかに増やす諸要因を研究する学問的立場」と説明している。

人間の文明社会では、医学の進歩等によって、自然淘汰の原理は自然界のように機能しない。それゆえ優生学の学問的立場とは、ダーウィンの進化論でいうところの人間の遺伝的な進化を、自然による選択ではなく、人間による人為的な選択行為によって促進しようとするものだった。そして、このような考え方は、当時の遺伝学の進歩にささえられつつ、実現の可能性をもつものとみなされた。

その場合、人間の遺伝的な進化を促進するには、理論的には二つのやり方が考えられた。

「積極的優生」とは、たとえば優生結婚等によって人間の優良な遺伝的形質を積極的に保存、増大させるやり方であり、「消極的優生」とは、逆に、劣等な遺伝的形質の拡散や存続を断ち切るやり方である。

人間の場合、法則的に遺伝することが解明されたのは病的な遺伝形質の方が多い。そのため、実際に優生政策として実行に移されたのは、たとえば劣等な遺伝的形質をもつと診断された者に対する断種のような消極的優生がほとんどであった。消極的優生の対象とされたのは、遺伝病をもつ者に限られず、そこには精神病患者や、アルコール中毒者、犯罪者、売春婦など、社会的劣等者と呼ばれた広範な人びとが含まれていた。

2. 優生学と社会福祉

人間を、健康で優れた遺伝的形質をもつ者と劣等な遺伝的形質をもつ者とに分類し、進化論によって後者に対する差別を正当化する優生学的な考え方は、国家の福祉政策にも大きな影響を与えた。

国民に対するさまざまな福祉サービスを国家の責任で引き受ける福祉国家において、国家が使うことができる福祉予算は限られている。そうであってみれば、国家は、福祉の「効率」を問題にせざるをえない。

ドイツでは、1929年の世界恐慌でドイツ経済が壊滅的な打撃を受けると、社会福祉に優生学的な観点を盛り込むべきだという主張が説得力をもつようになる。1932年のドイツの失業者は560万人、失業率は約30パーセントという有様だったが、同年の7月2日に開か

れたプロイセン州保健審議会合同会議は、「国民福祉のための優生学」をテーマに掲げた。この会議に参加したのは、1927年にベルリンに設立された人類学・人類遺伝学・優生学研究所の中心的メンバーを含むプロイセン州保健審議会のメンバーの他、医学・衛生学および法曹関係の学識経験者、宗教関係の福祉団体の代表者など、保健衛生や社会福祉の専門家集団である。この会議の冒頭で議長（プロイセン州保健審議会会長、国民福祉省保健局長）は、会議の立場を次のように述べている。

「人類社会に適応することができないか、あるいは生活を自ら律することができず、部分的には共同体の脅威となりながら、なおかつ共同体によって扶養されざるをえない、この（〔質的〕人口問題を惹起した）一部の人口のおそるべき増大に加え、社会そのものの根幹を揺るがしかねないすさまじい経済的緊急事態が生じております。すべての公的支出を極力抑制することがどうしても必要となり、適当な優生的方策によって、この途方もなく膨れ上がり、これ以上は調達不可能になっている福祉負担を削減することはできないかという問いが、浮上ってきております。……今日では、いかなる保健政策、いかなる福祉および人口政策といえども、優生的な考察、つまりわが国民の遺伝病への配慮なしには、実行不可能なのであります。」

（川越修『社会国家の生成』岩波書店、2004年、103ページより。）

この会議で議論されたのは「優生学と国民福祉との関連を明らかにし、遺伝的に健康な家族がより多い子孫を残すことができるような実際の方策」だった。「実際の方策」とはつまり、「遺伝的に健康な家族」の再生産を保護し、人口の質を高める一方、遺伝的に負荷をおった者に対する優生目的の断種を行い、劣等な人口の「おそるべき増大」を阻止し、それによって福祉財政の破綻を防止することである。会議では、優生目的の断種措置の必要性については、ほとんど意見の不一致はみられず、会議で意見が分かれたのは、断種は、その対象となる個人の自由意思によるべきか、それとも国家による強制措置として行われるべきか、ということだった。

これに関して審議会が1932年7月30日にまとめた答申は次のとおりである。

「わが国民のあいだで遺伝的な負荷が増大するのを特に制限するために、生きるに値しない生命を殺害したり放置したりすることは論外である。劣等な遺伝子を有する者にたいしても相応の救護は留保されてはならない。まったく希望のない者もその死まで、人間にふさわしく保護されなければならない。遺伝的な負荷をおった者の施設への収容は、それが生殖可能な全期間にわたり、同時に生殖からの排除が行われる場合にのみ、優生学的な効果をあげうる。この目的を達成することは難しく、それだけに不妊化・断種（去勢ではない）が優生学的に望ましい方策となると思われる。しかし不妊化・断種は倫理的な理由から評価が分かれており、強制的な不妊化・断種を導入することは考えられない。遺伝的に重い負荷をおい、

そのために生活能力にかけた子孫（例えば遺伝的精神薄弱）を防止するために、資格認定を受けた医師が、医術のルールにしたがって、遺伝生物学上の研究成果の粋の中で、不妊化・断種を実行し、しかもこの手術が当該者ないしその法廷代理人の意志に反したり、これから設置されるべき専門家による所轄機関による同意なしに行われたものでない限りにおいて、自由意志による不妊化・断種が許可されるということで満足しなければならない。非医学的もしくは非優生学的な指標で行われる不妊化・断種にたいしては、プロイセン州保健審議会は、これを認めない。自由意志による優生学的な不妊化・断種についての法律が早急に提出・可決されることが望まれる。」

（川越同書、108-109 ページより。）

3. ナチスの安楽死政策

優生学というとナチスを連想する人が多いが、ナチスは、プロイセン州保健審議会の答申で言われた優生学的見地にもとづく「自由意志による不妊化・断種」の一線を越え、「強制的な不妊化・断種」へ突き進んだ。断種の対象者にいちいち同意を求めるようなやり方では、「国民福祉のための優生学」は何の効果もあげないというのがナチスの主張だった。

ナチスは1933年1月に政権を握ると、約半年後の7月14日に、障害者に対する強制断種規定をもちこんだ「遺伝病子孫予防法」を制定し、この法律に基づいて、30万人から40万人に不妊化・断種手術が執行された。手術の対象となったのは、精神分裂病、躁鬱病などにかかった精神障害者、癲癇患者、盲人、聾啞者、身体的奇形をもつ人、精神薄弱と診断された人、重度のアルコール中毒患者等である。

さらにナチスは、この強制断種政策を「生きるに値しない人間」に対する安楽死政策へとエスカレートさせてゆく。

最初に、1939年のはじめ頃、極秘で開始されたのが、精神的、身体的障害をもつ乳幼児の殺害だった。しかし1939年9月1日、ドイツ軍がポーランドに侵攻して第二次世界大戦が始まると、ナチスは強制断種政策を中止する一方、安楽死政策を乳幼児から成人へと拡大する。国家の経済力のすべてを戦争に投入しなければならないナチスにとって、断種政策から安楽死政策への転換は、断種の対象になる人を安楽死させることにより、それらの人びとのケアのために現在の社会が負担しなければならないコストと、それらの人びとから生まれる子供のために将来の社会が負担することになるコストの両方を断ち切るための合理的な選択だった。

ヒトラーが乳幼児の安楽死政策の指揮をゆだねたのは、侍医のカール・ブランと総統官房長のフィリップ・ブーラーであったが、両者により、成人の安楽死計画の実行・監督をゆだねられたのは、同じく総統官房に勤めるヴィクトル・ブラックである。ブラックは計画を実行するためのチームを結成し、ベルリンのティアガルテン通りの4番地にあった邸宅をこのチームに提供した。そのためナチスの安楽死計画は、「T4作戦」という暗号名をつけら

れることになった。

T 4 作戦による殺害が開始されたのは、1940 年 1 月頃からである。乳幼児の殺害に使用されたのは薬物だったが、成人の殺害に使用されたのは一酸化炭素ガスであった。T 4 作戦は 1941 年 8 月まで続き、この間に殺害された人は、推定で 7 万人とも 8 万人ともいわれる。T 4 作戦は、親族を殺された者や教会関係者らの批判をうけて中止されるが、乳幼児の安楽死は続行された。

おわりに

「生きるに値しない人間」を選別し、安楽死させたナチスの政策を、私たちは、私たちとは無縁な「異常事態」と片づけることができるだろうか？

少子高齢化の急速な進展で福祉国家の行き詰まりが見え始めた日本で、私たちは、プロイセン州保健審議会合同会議の議長が提起した問題に対して、どのように答えればよいのだろうか。

福祉の先進国として名高いデンマークでは、たとえば知的障害者に対する手厚い公的扶助の整備こそが優生政策拡大の引き金になった。

デンマークは、1929 年に「不妊化の許可に関する法律」を制定し、同性愛者もふくむ性犯罪の恐れのある者の去勢手術と、精神病院や施設で暮らす「異常者」に対する不妊手術を合法化した。手術には原則として本人の同意が必要とされたが、本人に法的な同意能力が期待できない場合、後見人の代理申請によって手術を実施することが認められていた。

1933 年にこの断種法の見直しが始まるに先立ち、デンマークでは同年 3 月、「公的扶助法」が制定される。この法律は、知的障害者のケアにかかる費用（衣食住、医療、埋葬にいたるまで）をすべて国が負担すること、また国内のすべての知的障害者を収容できるよう、国に対して施設を早急に増設することを義務づけた。ある意味では画期的なこの法律に関連して、当時のデンマークのある医師は次のように述べている。

「この法律によって、国は財政面でのすべての責任を引き受けることになりましたが、まさにそうであるがゆえに、国は、欠陥のある個人のケアと、またそうした人間に子供を産ませない措置に関して、ある絶対的な権限を手に入れることになりました。」

（米本昌平ほか『優生学と人間社会』講談社現代新書、2000 年、116 ページより。）

そして 1934 年に可決された「精神薄弱者の処遇に関する法律」は、それまで任意だった知的障害者の施設入所を強制することを合法化し、また入所した障害者に対して、本人の同意を必要とすることなく不妊手術が行われることを定めている。

この法律は第二次世界大戦後もそのまま維持され、デンマークでは、1950 年代半ばまで不妊手術の実施件数は増加の一途をたどったという。

私たちは福祉国家のこの事実に驚くが、しかし、むしろ私たちは、デンマークの医師の言葉に立ち返り、福祉国家であればこそ強制的断種等の優生政策が国民のあいだで説得力をもちえた「からくり」をしっかりとつかんでおく必要があるだろう。

参考文献：

川越修『社会国家の生成——20世紀社会とナチズム』岩波書店、2004年。

米本昌平ほか『優生学と人間社会』講談社現代新書、2000年。